

高齢者の労働災害防止対策が努力義務となりました

岡谷労働基準監督署

労働安全衛生法の改正により、令和8年4月1日から、高齢者の労働災害の防止を図るために必要な措置を講じることが、事業者の努力義務となりました(労働安全衛生法第62条の2)。

あわせて、「エイジフレンドリー指針(高齢者の労働災害防止のための指針)」が公表されております。

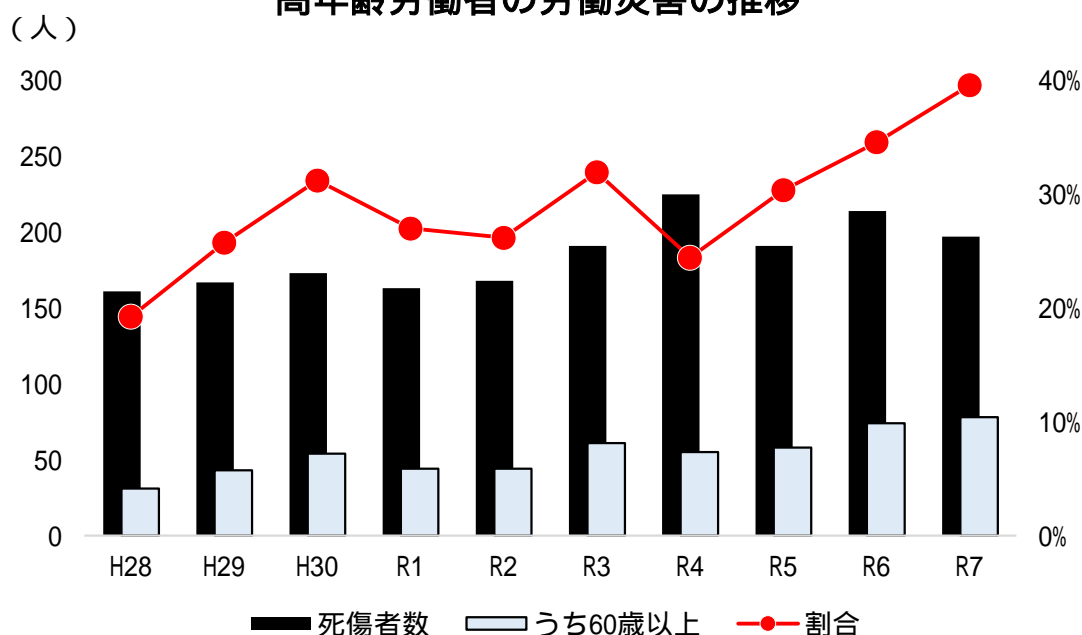
本資料では、当署管内における高齢労働者の労働災害の発生状況等を取りまとめしておりますので、今後の取組の参考としてご活用ください。

高齢労働者の労働災害の推移

年	死傷者数	うち60歳以上	割合
H28	161	31	19.3%
H29	167	43	25.7%
H30	173	54	31.2%
R1	163	44	27.0%
R2	168	44	26.2%
R3	191	61	31.9%
R4	225	55	24.4%
R5	191	58	30.4%
R6	214	74	34.6%
R7	197	78	39.6%

単位：人（休業4日以上又は死亡）

高齢労働者の労働災害の推移



(R8.04)

業種別 労働災害発生状況

岡谷労働基準監督署

(令和7年分)

業種	死傷者数	60歳以上の死傷者数	60歳以上の割合
製造業	55	13	23.6%
鉱業	1	1	100.0%
建設業	22	10	45.5%
運輸交通業	17	6	35.3%
貨物取扱業	-	-	
林業	1	-	
農業	-	-	
畜産・水産業	-	-	
商業	32	8	25.0%
(小売業)	(27)	(7)	25.9%
金融・広告業	-	-	
映画・演劇業	-	-	
通信業	1	1	100.0%
教育・研究業	4	1	25.0%
保健・衛生業	24	15	62.5%
(社会福祉施設)	(21)	(12)	57.1%
接客娯楽業	19	9	47.4%
(旅館業)	(7)	(5)	71.4%
(飲食店)	(2)	(0)	
清掃・と畜業	13	11	84.6%
官公署	2	1	50.0%
その他の事業	6	2	33.3%
合計	197	78	39.6%

() : うち数

単位: 人 (休業4日以上 又は 死亡)

事故の型別 労働災害発生状況

岡谷労働基準監督署

(令和7年分)

事故の型	死傷者数	60歳以上の死傷者数	60歳以上の割合
墜落・転落	31	19	61.3%
転倒	55	26	47.3%
激突	7	2	28.6%
飛来、落下	10	1	10.0%
崩壊、倒壊	-	-	
激突され	7	3	42.9%
はさまれ、巻き込まれ	21	8	38.1%
切れ、こすれ	20	5	25.0%
交通事故(道路)	10	3	30.0%
動作の反動・無理な動作	31	10	32.3%
その他	5	1	20.0%
合計	197	78	39.6%

単位: 人 (休業4日以上 又は 死亡)

【参考】

高齢労働者の安全衛生対策について 【厚生労働省HP内】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

